



国自整第8号の4
令和3年4月9日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

自動車局整備課長



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定とされておりますが、今般、ワクチン接種事務の主体となる地方自治体において、貸切バス事業者の貸切バスを新型コロナワクチン接種会場として活用される際の、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査の取扱いについて、別添のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに通知したので、貴会においても了知頂くとともに、貴会会員事業者に対して、周知及び協力を依頼して頂くようお願いいたします。

九州運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局整備課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための
一時的な車両の改造に係る取扱いについて

新型コロナウイルスワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種については、原則として、住民票所在地の市町村の医療機関や接種会場等で接種が行われる予定であるが、今般、貸切バス事業者からワクチン接種事務の主体となる地方自治体（以下「自治体」という。）に対して、新型コロナワクチン接種会場として貸切バス活用の提案がなされているところである。

同事業者では、自治体と契約を締結し、同事業者が使用する事業用自動車に対し、ワクチン接種用スペースの確保のために一部の座席の取り外しを行ったうえで自動車を提供することとしている。

本来ならば当該自動車の座席を取り外した場合、自動車検査証の記載事項である、「乗車定員」、「車両重量」、「車両総重量」及び「空車状態における軸重」等の変更が生じ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 67 条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要になるが、貸切バス事業者が使用し、同事業者により保安基準適合性の確保を含めた安全管理が行われる事業用自動車であって、下記に該当するものは、限定的かつ特殊な使用形態であり恒久的に変更されるものではないことから、法第 67 条第 1 項中「その事由があつた日から 15 日以内」とあるのを、「自治体と新型コロナワクチン接種会場として使用することとして契約された期間が満了した日から 15 日以内」に読み替えて運用することとしたので、その旨了知されたい。

1. 対象自動車

旅客自動車運送事業用自動車（乗車定員11人以上の自動車）であって、自治体とワクチン接種会場として使用することが契約された特定の自動車に限る。

2. 変更内容

1. に掲げる対象自動車に備えられた一部の座席を取り外す等の仕様の変更を行うもの。

3. 貸切バス事業者の遵守事項

(1) 座席の取り外し等の仕様の変更及び復元については、資格や知識を持った整備事業者等において、適切に作業を実施すること。

(2) ワクチン接種会場としての使用終了後は、貸切バス事業者の責任のもと確実に元の状態に復元すること。

なお、法第67条に規定する自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査を受ける場合には、この限りでない。